

有効期間 5年（令和13年12月31日まで）

令和8年1月22日

各部長・参事官
各 所 属 長 様

警 察 本 部 長
(人身安全対策課)

子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進について（通達）

子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組については、「子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進について」（令和5年8月25日付け警察本部長通達。以下「旧通達」という。）等により推進しているところ、令和8年2月16日から広島県警察における警察共通基盤システムによる相談業務・人身安全関連事案等システム内の脅威事犯情報管理業務が本格運用されることに伴い、旧通達を改正し、令和8年2月16日から実施することとしたので、引き続き、子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組を強力に推進されたい。

なお、旧通達は令和8年2月16日をもって廃止する。

1 子供と女性を性犯罪等の被害から守るための体制の確保等

子供や女性を対象とする性犯罪等（子供の生命又は身体を害する犯罪及び女性に対する性的犯罪（犯罪手口資料取扱規則（昭和57年国家公安委員会規則第1号）第3条第8号に規定する性的犯罪をいう。）をいう。以下同じ。）については、子供が被害に遭う凶悪事件が後を絶たないほか、依然として、性犯罪目的から女性が殺害される事件等が発生している。この種犯罪は、被害者等の心身に深い傷を残す卑劣な犯行であり、また、地域住民のみならず社会全体に大きな衝撃を与え、治安に対する著しい不安感を生じさせている。

子供や女性を対象とする性犯罪等が被害者等の心身に与える影響の重大性等に鑑みると、その前兆とみられる声掛け、つきまとい等が発生した段階で、行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置を講じる活動（以下「先制・予防的活動」という。）により、性犯罪等の未然防止を図ることが特に重要である。

本県警察では、先制・予防的活動を専門的かつ継続的に行うための専従の子供女性安全安心対策室（以下「対策室」という。）を設置して、その活動を推進しているところである。

各所属においては、先制・予防的活動の重要性を再認識するとともに、同活動を迅速かつ継続的に行うことができるよう、対策室の必要な体制の確保等に努めること。

2 先制・予防的活動の推進

(1) 情報の収集及び分析の強化

警察が把握するに至っていない声掛け、つきまとい等の事案については、未だに相当数あると思料されることから、同事案の把握の強化に努めること。

把握した声掛け、つきまとい等の事案については、被害者等からの事情聴取、現場付近での聞き込み等により行為者の特定に関する情報の収集に努めるとともに、専門の要員により、行為の手口、現場の特徴、類似事件との関連性等について、行為者の特定に資する分析を行うこと。

(2) 声掛け等に対する的確な警告措置等の推進

情報分析の結果に基づき、効率的かつ効果的なよう撃、行動確認等を行い、行為者の特定に努め、行為者を特定した場合には、子供や女性を対象とする性犯罪等を未然に防止するとの観点から、検挙又は指導・警告措置を的確に実施すること。

(3) 関係部門との連携の確保

地域部門を始めとする各部門における各種活動を通じて把握に至る声掛け、つきまとい等の情報にも適切に対応する必要があることから、これら関係部門と連携して情報の収集に努めること。

また、対策室が行う先制・予防的活動は、刑事部門における性犯罪等の捜査活動と密接に関連していることから、刑事部門との情報共有等緊密な連携を図ること。

[本件担当 子供女性対策指導係
警 電 [REDACTED]]